

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録
福岡県特定最低賃金専門部会合同会議（9月17日開催）

- 1 日時 : 令和6年9月17日（火）10:00～11:15
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室BC
- 3 出席者 : 【福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会】
[公益代表委員] 中村 匠吾 丸谷 浩介
[労働者代表委員] 野中 篤志 牧原 広幸 三島 慎一
[使用者代表委員] 志賀 健一 庄崎 秀昭 久田 裕彦

【福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会】
[公益代表委員] 萱沼 美香
[労働者代表委員] 石田 雄也 吉水 寛
[使用者代表委員] 麻生 朋子 大西 洋二郎

【福岡労働局】 田村 労働基準部長
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 各部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議日程について
- (3) その他

5 審議内容

室長補佐

ただ今から令和6年度福岡地方最低賃金審議会福岡県特定最低賃金専門部会合同会議を開催いたします。

本日は、鉄鋼業専門部会及び自動車小売業専門部会との合同会議となります。なお、電機専門部会及び百貨店専門部会は9月13日に合同会議を開催し、輸送用専門部会は9月24日に第1回専門部会を開催することになっております。

なお、本会議は公開としています。

本会議は座長選出まで、事務局により議事の進行を務めますので、よろしくお願いたします。

最初に、委員の皆様の辞令につきまして、あらかじめ皆様の席に配付しており、これをもって辞令の交付に代えさせていただきます。

ここで、配付資料の確認をいたします。

- 資料No.1 福岡地方最低賃金審議会 第53期委員名簿
- 資料No.2 令和6年度福岡地方最低賃金審議会
福岡県特定最低賃金専門部会委員名簿
- 資料No.3-1 福岡地方最低賃金審議会
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.3-2 福岡地方最低賃金審議会
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.4 令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況
- 資料No.5 令和5年度 最低賃金改正審議状況
- 資料No.6 福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 資料No.7 福岡県の最低賃金改正の推移
- 資料No.8 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額
- 資料No.9 最低賃金時間額の全国加重平均額（令和6年3月末日現在）
- 資料No.10 令和6年度 地域別最低賃金答申状況
- 資料No.11 特定最低賃金額と一般賃金水準との比較（福岡県）
- 資料No.12 2024 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果（連合福岡）
- 資料No.13 2024 年春季労使交渉・賃金改定回答〔妥結含〕一覧
(2024. 7. 25 集計) (福岡県経営者協会)
- 資料No.14 2024 年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果（加重平均）
(日本経済団体連合会)
- 資料No.15 使用者側意見表明資料（6. 8. 5）（福岡県商工会議所連合会）
- 資料No.16 福岡県鉱工業指数月報（令和6年6月）（福岡県）
- 資料No.17 福岡市・北九州市の消費者物価指数（福岡県）
- 資料No.18 雇用失業情勢主要指標（福岡県）
- 資料No.19 県内経済の動向（令和6年8月）（福岡県）

について説明。

資料No.20 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果
(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業)
資料No.21 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果(自動車(新車)小売業)
について説明。

室長補佐

次に、定足数の確認でございます。

本日は、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会の公益代表の佐藤委員、自動車(新車)小売業最低賃金専門部会の公益代表の大坪知弘委員、恒川委員、労働者代表の吉武委員、使用者代表の松本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数は満たしており、各専門部会の本会議は成立していることを御報告します。

なお、各部会については、以後略称を用います

では、会議の始めですので、労働基準部長から御挨拶いたします。

労働基準部長

(挨拶)

室長補佐

次に、議事(1)の「各部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長、部会長代理の選出については、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条第2項及び第4項におきまして、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっております。事前に公益代表委員で互選していただき、鉄鋼業専門部会については、

部会長 丸谷 委員

部会長代理 中村 委員

自動車小売業専門部会については、

部会長 萱沼 委員

部会長代理 大坪 知弘 委員

の名前があがっております。

鉄鋼業専門部会委員の皆様、いかがでしょうか。

鉄鋼業専門
部会各委員

(異議なし)

室長補佐

自動車小売業専門部会委員の皆様、いかがでしょうか。

自動車(新車)
専門
部会各委員

(異議なし)

室長補佐

それでは、各部会長、部会長代理の皆様、よろしくお願いたします。

それでは、資料の3ページ、5ページの資料No.2 特定最低賃金専門部会委員名簿を御覧願います。各業種の部会長、部会長代理を読み上げますので、お名

前の左側に、部会長の二重丸、部会長代理の丸を御記入願います。

鉄鋼業部会長丸谷委員、部会長代理中村委員、続いて5ページ自動車小売業部会長萱沼委員、部会長代理大坪知弘委員です。

室長補佐 次に、本日の進行役の座長の選出です。
事前に公益代表委員で互選していただき、丸谷委員の名前があがっております。
委員の皆様、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

室長補佐 ありがとうございます。
それでは、丸谷委員に座長をお願いしたいと思います。
以降の議事進行を、丸谷座長よろしくお願いたします。

座長 おはようございます。
座長に選出されました丸谷です。どうぞよろしくお願いたします。
それでは早速ですが、議事に入る前に、先ほど資料説明がございましたけれど、それに関する質問等受け付けてよろしいでしょうか。
何か資料に関して、御質問、御意見等ございましたら、お願いたします。
野中委員どうぞ。

野中委員 鉄鋼業専門部会委員の野中です。
御質問と言いますか、例年お伺いさせていただいていることですが、鉄鋼も当然自動車小売も関係するのですが、影響率、未満率の内訳書を出していただいた中で、いつもどういう企業が対象ですかと確認すると、調査の段階で分からないという回答を毎回いただいているところでございます。その中で今回も当然調査の中で未満率として数字が立っているところですが、やはり未満率ということは現行の最低賃金を下回っている企業があるということで、御返答いただいている組織だとすると、我々からすると法律に反しているのではないかという受けとめもございません。そういった企業、組織に対して労働局としてどういった対応を取られるのか、改めてもう一度お伺いさせていただければと思います。
よろしくお願いたします。

賃金室長 はい、お答えいたします。
労働局としましては、各監督署におきまして特定最低賃金を下回っているかどうかを含めて、調査指導をしてその是正をお願いしているところでございます。

野中委員 労働局として指導をするという流れに対応するとした時に、例えばどうい

企業に指導をされたことをお尋ねして、それを回答いただくことは可能なのでしょうか。

賃金室長 監督指導の内容については、お答えできないところがございますので、御容赦いただきたいと思います。

野中委員 分かりました。特定の企業のことについてはお答えできないというところですね。

座長 ほかに御意見、御質問はございますか。

各委員 (特になし)

座長 それでは、議事(2)審議日程について事務局から説明してください。

室長補佐 それでは、御説明します。

資料の11ページ資料No.4の令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況を御覧ください。

改正決定申出は、5業種ともに本年6月から7月の間に提出されました。各業種とも、協約適用労働者数は、申出の要件をクリアしています。また、改正決定申出状況の右から4番目に「協定最低賃金額」を記載しています。

特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、その労使間で締結した協定最低賃金額を超えて特定最低賃金額を決定することは、労働協約を無効とすることになり、協約締結の労使双方の意向に反するものとなるため、協定最低賃金額が、改正引上げ額の上限となることに御留意願います。

また、8月21日に開催された第5回本審にて改正決定の必要性有りを公労使において、全会一致で認めた以上、原則として1円以上の改正を行うこと及び最低賃金法第16条にあるとおり、「地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならないことにも御留意願います。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、1時間992円及び現在の特定最低賃金額を超えて、かつ協定最低賃金額を超えない金額の答申が必要となることに御留意願います。

次に、資料13ページ、資料No.5の令和5年度最低賃金改正審議状況を御覧ください。

特定最低賃金5業種の金額審議につきましては、10月6日までに専門部会で全会一致による結審となり、統一発効日である12月10日に効力が発生しております。本年度も12月10日を統一発効日とすることを確認いただいていることから12月10日に改正額の発効を間に合わせるためには、遅くとも10月9日水曜日までに結審及び答申をしていただく必要があります。

なお、特定最低賃金専門部会にて全会一致で決定した場合は、専門部会の決議

をもって本審の決議とすることが、第5回本審において、委員の皆様の承認を得ております。ちなみに、ここ数年において、全会一致でなかったことはございません。説明は以上です。

座長 　　ただ今の説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

各委員 　　(特になし)

座長 　　それでは、本年度におきましても各部会ともに、12月10日の年内統一発効を目指すということによろしいでしょうか。

各委員 　　(異議なし)

座長 　　では、各部会委員の皆様は、遅くとも10月9日水曜日までに結審し、答申していただきますよう、日程調整並びに審議をお願いしたいと思います。
　　続きまして、専門部会の公開・非公開につきましてお諮りしたいと思います。事務局は説明をしてください。

室長補佐 　　資料の7ページ、9ページの資料No.3-1及び3-2のそれぞれの専門部会運営規程を御覧ください。第6条第1項に、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。」と規定されています。
　　本年度の各専門部会における取扱いを決めていただく必要があります。
　　以上です。

座長 　　私の方から若干補足させていただきます。
　　本年度の福岡県最低賃金の本審では、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で協議する場合は公開するという取扱いにしました。公益委員と労働者委員、あるいは公益委員と使用者委員といった二者間の協議につきましては、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、二者協議の場合については非公開とし三者協議に場については、公開するという取扱いで行ってきております。

それらのことを7月5日開催しました第1回福岡地方最低賃金審議会にて確認したところです。昨年までとは違いまして、本年度は公開の扱いを若干広げていくというところでございます。

7月29日に開催されました最低賃金専門部会においても本審と同様に三者協議を公開、二者協議を非公開としてきております。

これにつきまして、昨年の特定期間最低賃金各専門部会は全て非公開としました

が、今年度におきまして改めてその取扱いについて決めていただくということが必要となってきます。そこで、この後の専門部会に分かれて日程調整する際に、この公開・非公開について各専門部会において、協議をして決定をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

その際に決定する方法としましては、3つの選択肢をこちらとしては考えております。1つ目は本年度においても専門部会はすべて非公開とする。つまり昨年までと同様です。2つ目は専門部会の二者協議を含めてすべて公開とする。3つ目が三者協議、つまり公益委員と労働者側委員、使用者側委員の三者協議の場合はすべて公開とし、公益委員と労働者側委員又は公益委員と使用者側委員の二者協議は非公開とする。以上3つの選択肢であります。

この3つのうち各専門部会でどれが適当であるかをこの後各専門部会で審議をしていただきたいと思いますと思っております。

ちなみに県最賃の方は先ほどの選択肢でいいますと3番目の考察、つまり三者協議のところはすべて公開、二者協議のところは、すべて非公開とするということを取扱って参りました。

ほかの特定最低賃金においては、これまで開催された部会においては3つ目の選択肢で三者協議は公開とし、二者協議は非公開とする決定がなされております。

これらについて各専門部会で決定をしていただきたいと思います。

これに関して何か御意見、御質問はございますか。

各 委 員 (質問等なし)

座 長 それでは次に、事務局は各専門部会の審議日程について説明してください。

室長補佐 それでは、御説明いたします。

このあと、部会ごとに分かれていただき、専門部会開催の日程調整及び専門部会の公開・非公開について決めていただきます。

日程調整等は、4階の労働大会議室で行います。事務局担当者が御案内いたします。御移動の際は、各自にて机上のネームプレートをお持ちください。

それでは、御案内します。

(各委員移動)

(日程調整)

(議事再開)

座 長 それでは、審議を再開いたします。

事務局から日程の取りまとめが終わったとの報告がありましたので、事務局

は現時点での日程表（案）を配付してください。

事務局 (日程表（案）を配付)

座長 事務局は日程表（案）を読み上げてください。

室長補佐 (日程表（案）の読上げ)

座長 ただ今の日程表（案）につきまして、何かございますか。

各委員 (特になし)

座長 それでは、この日程表のとおり確定とします。

なお、予備日として第4回専門部会を設けておりますが、各部会とも、第3回専門部会で全会一致での結審をしていただくよう最大限の御尽力をお願いいたします。

そのために、第2回専門部会では、審議の冒頭で労使双方から具体的な金額を含めた基本的な考え方や主張の御説明が必要となりますので、準備をお願いしたいと思います。

ぜひ労使のイニシアティブのもと、専門部会の場以外でも、適宜労使間の自主的な協議、調整を行っていただき、少しでも円滑な審議と労使が納得する金額となるようお願いいたします。

次に、各専門部会の公開・非公開の取扱いについて確認をいたします。

鉄鋼業専門部会については、私が部会長ですので、私から御報告いたします。

鉄鋼業専門部会は、3つ目の選択肢で三者協議の場はすべて公開とし、二者協議の場では非公開とすることになりました。

次に、自動車小売業専門部会について、萱沼部会長お願いいたします。

萱沼委員 自動車小売業専門部会も、三者協議の場はすべて公開とし、二者協議の場では非公開とすることになりましたので御報告いたします。

座長 ありがとうございます。

それでは、各専門部会の公開・非公開について結論を再確認していただきます。いずれの部会におきましても、三者協議は公開、二者協議は非公開とするということにしたいと思います。

それでは次に、議事（3）「その他」について、委員の皆様、何かございますか。

各委員 (意見等なし)

座 長 事務局から何かありますか。

室長補佐 専門部会の運営規程について事務局からお諮りしたい事項がございます。
資料の7ページ、9ページの資料No.3-1及び3-2の各専門部会の運営規程を御覧ください。

各運営規程の第7条第1項の署名についての改定です。

現行として、特定最低賃金専門部会においては、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2人が署名を行っているところですが、今年3月に開催した第7回本審でもお諮りしたとおり、委員の皆様への御負担の軽減並びに迅速化を図るため、メールによる議事録の内容確認に変えることをお願いしたいと考えております。

変更箇所は、赤字で2か所示しております。「議事録には」から「に」の削除並びに「署名」を「確認」に改定するものです。

また、御承認いただいた場合においては、施行日を本日とする旨附則を改定するというものです。

以上です。

座 長 ただ今の説明について、御質問等がございますか。

(質問等なし)

座 長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明があった内容に改定することとします。

ただ今、鉄鋼業専門部会運営規程及び自動車小売業専門部会運営規程の改定をいたしましたので、本日の専門部会の議事録から、署名に変えて確認とすることにします。

本日の議事録の確認は、

労働者代表委員 野中委員

使用者代表委員 庄崎委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

野中委員 (承諾)
庄崎委員

座 長 事務局は、ほかに何かありますか。

室長補佐 3点の連絡事項がございます。

1点目です。次回以降の専門部会の正式な開催通知については、後日、郵送

いたします。なお、専門部会の委員の出欠につきましては、前もって御提出いただいた日程調整表において把握しておりますが、御欠席など御予定の変更があった場合には、事務局担当者にメール等により御連絡いただきますようお願いいたします。

2点目です。先ほど議事録の確認につきましては野中委員、庄崎委員にお願いしております。審議の都度、後日事務局にて議事録を作成して、メールにて送信いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。次回以降の専門部会につきましても同様とさせていただきます。

3点目です。本日配付しました資料につきましては、次回以降の専門部会でも使用いたしますので御持参をお願いいたします。

以上です。

座 長 ありがとうございます。
ここまで、御意見、御質問はございますか。

各 委 員 (意見等なし)

座 長 それでは、これをもちまして、本日の合同会議は終了といたします。
大変お疲れ様でした。